

中野体育館業務上横領事件損害賠償請求債権の対応について

1 債権の概要

平成15年(2003年)に発覚した元中野区職員による、体育館使用料等の一部横領事件にかかる損害賠償請求債権。

(1) 損害賠償請求日

平成15年(2003年)7月17日 民法第709条に基づき損害賠償請求。

(2) 損害額及び賠償請求額

23,031,695円

(3) 返済方法

事件当初、初回納付額を定め、残額は刑期終了後に納付方法を定めるまで納付期限を延期。刑期終了後、平成18年6月より弁済計画に基づく返済開始。

2 債権の状況について

(1) 納付状況

① 損害賠償請求額	23,031,695円
納付済額	2,685,000円
残額	20,346,695円
② 残額の内訳	分割納付計画策定済み債権の未納額 510,000円
	納付計画未策定額 19,836,695円

(2) 債務者の状況

平成28年	年度当初の納付を最後に未納となる。
令和元年11月	音信不通となったため実態調査。所在不明となる。 裁判手続きに向けて、周辺調査等実施。
令和2年5月	債務者より連絡があり、以降、返済に向けて協議。
令和2年12月	債務者より弁済計画提出。(分割納付計画策定済分)

3 今後の手続き

(1) 分割納付計画策定済み債権の未納額について

債務者より改めて弁済計画書が提出されたが、平成26年以降、弁済計画とおりに履行されていないこと、一時的に音信不通になったことから、弁済計画の実効性を高めるため、裁判所による和解手続きを行う。当該手続きにより「債務名義」を取得する。

(2) 納付計画未策定分について

上記(1)完済後に支払計画を協議する。完済までの期間は履行期限延期の対象とする。

4 今後のスケジュール

令和3年4月以降 簡易裁判所へ「即決和解」の申立てを予定。